

弥生給与ご利用関与先各位

## 給与計算の改正等に関するお知らせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率(一般保険料率)及び介護保険料率が、【3月分(4月納付分)】から改定されます。

(株)弥生から、サポート契約を締結しているユーザー様には、詳細な操作手順等がメールやホームページ・郵送等で案内されております。そちらをご参照のうえ、ご対応ください。

## 協会けんぽ 健康保険・介護保険 料率改定

## ◆ 都道府県別の料率 ( 関東近隣 )

都道府県	健康保険 (給与・賞与 同率)		介護保険 (給与・賞与 同率)	
	保険料率	被保険者負担分	保険料率	被保険者負担分
埼玉	98.70 / 1000	49.35 / 1000	16.50 / 1000	8.25 / 1000
東京	99.10 / 1000	49.55 / 1000	全国同一料率	
神奈川	99.30 / 1000	49.65 / 1000		

※ 健康保険料率の内訳である【特定保険料率】は、37.30 / 1000 (折半18.65 / 1000) に改定されます。

## ◆ 設定変更を行う時期

□ 給与：「平成29年3月分保険料を徴収する給与月度」へ更新処理後に、料率を変更します

※ 「平成29年3月分の保険料を徴収する給与」の給与処理月度は以下の通りです

「翌月徴収」の場合の処理月度・・・平成29年4月度給与

「翌々月徴収」の場合の処理月度・・・平成29年5月度給与

□ 賞与：「平成29年3月1日以降に支払われる賞与」へ更新処理後、または「現在の賞与計算」を終了後、料率を変更します。

## ◆ 保険料率の変更手順

弥生給与では保険料率を手入力で変更していただく必要があります。給与は新料率の適用月への月度更新後に、変更処理を行ってください。

(1) 料率変更は、「設定」項目の「給与規定」メニューから「社会保険」タブを選択します。

(2) 従業員・事業主の給与・賞与欄に、新料率を手入力します。

(/1000)	健康保険		介護保険		厚生年金		厚生年金基金		子ども・子育て拠出	
	給与	賞与	給与	賞与	給与	賞与	給与	賞与	給与	賞与
従業員	49.350	49.350	8.250	8.250	90.910	90.910	0.000	15.000		
事業主	49.350	49.350	8.250	8.250	90.910	90.910	0.000	15.000	2.000	2.000
合計	98.700	98.700	16.500	16.500	181.820	181.820	0.000	30.000	2.000	2.000

▲ 上記は 埼玉県 の例です。都道府県により料率が違いますので、ご注意ください。

(3) 基本保険料・特定保険料を表示されている場合は「内訳表示の設定」欄の「設定」より特定保険料率が【18.650】になるように、基本保険料率を入力してください。

例：埼玉県の基本保険料率は【30.700】です。

※ 組合管掌の事業所様は、料率や変更時期が違う場合があります。

※ 改訂内容の詳細は、所轄の全国健康保険協会または加入組合にご確認ください。

## ◆ 弥生あんしん保守サポート ( 保守契約 ) について

給与システムでは、法改正等でプログラムのバージョンアップをしなければならない場合が多数ありますが、「弥生あんしん保守サポート」に契約していれば、対応プログラムが無償で提供となります。未だ契約をされていないお客様は、この機会にぜひご検討ください。契約申込み先は弥生株式会社となります。

詳しくは、弥生株式会社からの案内をご覧ください。お問い合わせください。

◆ 上記内容および処理方法について、ご不明な点がございましたら、弊社担当者または情報開発室までご連絡いただきますようお願いいたします。 (TEL: 048-256-3414)